

告訴状（3） 司法犯罪捜査規範

刑法などの刑事法には一般犯罪用に犯罪捜査規範がありますが、裁判官・書記官・法務局局員・弁護士などを大量逮捕するには、行政権や司法権などの国家制度の枠にとらわれず、日本国の問題として認識するべく司法犯罪捜査規範を念頭に、警察・検察は捜査をしなければならないと思います。

- 裁判所と裁判官が作る、判決や決定などには、明文化の有無を問わず執行命令が付いており、これがすなわち行政権（警察・検察）とは無関係に、司法権が単独で国家権力を作って与えている。すなわち司法の独立性。
 - 司法権（裁判官）が発効した、判決や決定などは、国家三権の司法権で絶対に守られていて、これへの不服は、控訴・上告・再審請求しかない。
 - 司法権は国家そのものを統治する国家三権のひとつ、強大、だが絶対ではない。
1. 国家権力を有するのは判決や決定などであり、裁判所と裁判官などではない。
 2. 裁判所と裁判官などは、判決や決定などを発効し、それに司法権の国家権力を付与できるが、裁判所と裁判官などは国家権力で守られてなく、国会議員にある不逮捕特権なども無い。裁判官は単なる公務員、裁判所も公務員事務所ではない。
 3. 判決や決定などが発効される作成方法や手順などに違法と罰則があれば、刑法犯となり、逮捕・起訴・有罪となる。
 4. 裁判所に踏み込んで、裁判官を逮捕することは、憲法違反ではなく、国家三権の司法の独立性を損なわない。
 5. 裁判所内でも、司法権は働かない。
 - A) J Rの発券機と同じ、裁判所と裁判官は、発効所と発効者ではない。
 - B) 切符を偽造したら J R職員だろうが逮捕される、それが日本国。

1. 平成 25 年(2013) 7 月末、東京高等裁判所が、東京地方裁判所の裁判官が誘導尋問をしたとして、その判決を破棄。
 2. 判例と事件例となり得て、裁判官が誘導尋問をしたことは違法となっており、今回は余罪も多いので、逮捕・起訴・有罪まで、すでに確定できている。
 - (ア)「裁判官が調書を改竄したら大事件どころではない」
 - (イ)「これでは立件（犯罪事実の形成）しようがない」
 - (ウ)「民事の裁判官が、調書を改竄する必要がない」
 - (エ)【調書の違い】を説明できなかった
 3. 捜査を開始できなかった警察・検察に、捜査をうながす事例として十分。
 4. 誘導尋問事件は民事も刑事も始まってなく、再審請求などにすり替えられない。
 - (ア) 3 1 2 号裁判官自身が「調書改竄事件は 3 1 2 号事件の再審請求だ」と東京地方裁判所で主張したので、二度と、すり替えはできない。
 - (イ)もし、また、すり替えを主張したら、調書改竄事件の全部が偽造などになる。
-
1. 3 1 2 号裁判官が、3 1 2 号事件において誘導尋問をしたことは証拠上は揺るがない、調書改竄だろうが。
 2. 誘導尋問なので、3 1 2 号裁判官自身がやったことと確定している。
 3. 誘導尋問は民事訴訟規則で禁止されている。
 - 民事訴訟規則 第 1 1 5 条【質問の制限】②二 誘導尋問
 - 民事訴訟規則に罰則の有無は不明だが、禁止されているので違法だろう。
 - 違法（誘導尋問）で作られた調書や判決は、有印公文書偽造・同行使。
 - 裁判官が不法行為をしたことと、それが周知されたことも重要。
 4. 有印公文書偽造・同行使罪の時効は、まだ 5 年くらい先。
 5. 更に裁判の三審制の特性上、最高裁判所と東京高等裁判所まで包括一罪を適用できるので、時効の起算は平成 2 4 年（2 0 1 2）からになる。
 6. 偽証・偽証教唆・有印公文書偽造・同行使を立証すれば良く、それは先の通り

に立証と確定している。

7. 上のことは刑法犯であり、司法権の裁判官を、行政権（警察・検察）の刑法犯で逮捕できる。

8. 法律を悪用して、書記官に冤罪をすることはできない。

(ア)調書改竄だと、書記官に冤罪あるいは単独犯が成立して、312号裁判官は無罪になっていた。

(イ)東京地方裁判所での答弁書隠しは、最終実行犯は、東京地方裁判所の書記官に間違いなく、これは動かないので、東京地方裁判所の書記官や法務局局員などには警視庁にでも出頭してもらい、無実を説明してもらうことになる。

9. 徳島地方裁判所も同様で、【徳島地裁：管轄権窃盗（期日飛ばし）】自体は、単なる民事訴訟法違反だが、決定書を発効しており、その理由が違法なので、先と同じに、行政権（警察・検察）の刑法犯で逮捕できる。

A) 高松地方裁判所・高松高等裁判所・徳島地方裁判所、すべて行政権（警察・検察）の刑法犯で逮捕できる。

B) 対象者が、裁判官・書記官・法務局局員・弁護士と、その職責から、通常なら準用しにくい刑事法と民事法の準用も使えるだろう。

C) 刑事告訴（告訴保留）されていることが判決前に提出されているので、行政権（警察・検察）に対する公務執行妨害も使えるだろう。いささか強引だろうが、裁判所法第3条②および刑法第95条【公務執行妨害及び職務強要】の適用と準用ができるだろう。

裁判所法第3条【裁判所の権限】①裁判所は、日本国憲法に特別の定のある場合を除いて一切の法律上の争訟を裁判し、その他法律において特に定める権限を有する。

②前項の規定は、行政機関が前審として審判することを妨げない。

告訴状（3）司法犯罪捜査規範

以上